

評 価 書

1 政策	公害事件の処理
2 政策の目標、目的	多様化する公害紛争への対応を図り、公害事件の迅速かつ適正な処理を図る。
3 評価の実施時期	平成 16 年 7 月
4 評価の担当部局	公害等調整委員会事務局総務課
5 政策の実施状況及び達成状況	<p>公害等調整委員会は、公害紛争処理法に基づき、あっせん、調停、仲裁及び裁定により、公害紛争の迅速かつ適正な解決を図ることとされている。</p> <p>平成 15 年度に公害等調整委員会が新規に受け付けた公害事件は、あっせん事件 1 件、調停事件 2 件、責任裁定事件 4 件及び原因裁定事件 4 件の計 11 件である。これらに前年度から繰り越された 10 件を加えた計 21 件（あっせん事件 2 件、調停事件 6 件、裁定事件 13 件）が 15 年度に係属した。このうち 8 件（あっせん事件 2 件、調停事件 2 件、裁定事件 4 件）が 15 年度中に終結し、残り 13 件は 16 年度に繰り越された。</p> <p>なお、水俣病損害賠償調停申請事件に係る慰籍料額等変更申請については、新たに受け付けた 1 件が係属し、15 年度中に処理した。</p> <p>【平成 15 年度に係属した公害事件】</p> <p>（あっせん事件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・尼崎市大気汚染防止あっせん申請事件（新規 1 件・計 2 件）（終結） <p>（調停事件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・核融合科学研究所重水素実験中止調停申請事件（2 件）（終結） ・九州新幹線騒音被害防止等調停申請事件 ・東京都地下鉄等騒音・振動被害防止調停申請事件 ・新潟空港騒音被害調停申請事件（新規 2 件） <p>（裁定事件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奄美大島における漁業被害等責任裁定申請事件（終結） ・深川市における低周波音被害責任裁定申請事件 ・越谷市における印刷工場からの悪臭による健康被害責任裁定申請事件 ・高崎市における低周波音被害原因裁定申請事件 ・大阪市におけるメッキ工場による土壌汚染財産被害原因裁定申請事件（終結） ・有明海における干拓事業漁業被害原因裁定申請事件（新規 2 件） ・埼玉県伊奈町における産業廃棄物不法投棄による地盤沈下及び土壌汚染被害責任裁定申請事件（新規 1 件）（終結） ・香川県直島における産業廃棄物施設に関する責任裁定申請事件（新規 1 件）（終結） ・荒川区における騒音・低周波音被害責任裁定申請事件（新規 1 件） ・新潟市における道路振動被害原因裁定申請事件（新規 1 件） ・北海道岩内町における地盤沈下被害原因裁定申請事件（新規 1 件） ・名古屋市における道路騒音被害責任裁定申請事件（新規 1 件） <p>係属したあっせん事件については、あっせん手続の開催、現地調査の実施等、事件の迅速かつ適正な処理を目指し、手続を進めた結果、約 8 ヶ月間という短期間であっせんが成立し、事件は終結した。なお、このあっせん事件は、成立したのものとしては公害等調整委員会初のものである。</p>

	<p>係属した調停事件については、調停期日の開催、現地調査の実施等の調停手続を進めた。</p> <p>このうち核融合科学研究所重水素実験中止調停申請事件については、当事者間に合意の成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、事件は終結した。また、本事件が有する社会性、公共性等を踏まえ、事件終結後に調停案の公表を行った。</p> <p>その他、残りの4件についても、事件の迅速かつ適正な処理を目指し、調停手続を実施中である。</p> <p>係属した裁定事件については、審問期日の開催、現地調査の実施等の裁定手続を進めた。</p> <p>このうち責任裁定事件では、奄美大島における漁業被害等責任裁定申請事件については職権調停へ移行、調停が成立し、埼玉県伊奈町における産業廃棄物不法投棄による地盤沈下及び土壌汚染被害責任裁定申請事件については申請が取り下げられ、香川県直島における産業廃棄物施設に関する責任裁定申請事件については申請不受理を決定し、事件は終結した。</p> <p>また、原因裁定事件では、大阪市におけるメッキ工場による土壌汚染財産被害原因裁定申請事件については工場跡地の再開発に伴い生じた今日的な類型の土壌汚染事件であったが、約4ヶ月で職権調停へ移行、調停が成立し、事件は終結した。</p> <p>その他、残りの9件についても、事件の迅速かつ適正な処理を目指し、裁定手続を実施中である。</p> <p>係属した事件のうち、東京都地下鉄等騒音・振動被害防止調停申請事件については、東京都公害審査会からの引継ぎがなされた事件であり、深川市における低周波音被害責任裁定申請事件、名古屋市における道路騒音被害責任裁定申請事件、新潟市における道路振動被害原因裁定申請事件及び北海道岩内町における地盤沈下被害原因裁定申請事件については、都道府県公害審査会等に調停事件として係属した又は現に係属している事件に関して、公害等調整委員会に裁定申請がなされた事件である。</p>
6 評価の観点	紛争処理手続が迅速かつ適正に行われたかどうか。
7 評価を行う過程において使用した資料等	各事件の処理経過等に関する諸資料
8 評価の結果	<p>平成15年度に係属した事件をみても、低周波問題のような従来なかった問題に係る事件(3件)及び近年社会問題とされている土壌汚染に係る事件(2件)申請時点では被害が発生しておらず、将来発生するおそれのある被害の未然防止を求める紛争である、いわゆる「おそれ公害事件」(3件)国、地方公共団体、公団等の公的機関が当事者として含まれる事件(18件)と、多様な事件に取り組んでおり、多様化する公害紛争への適切な対応という目的は、達成されたものとする。</p> <p>また、尼崎市大気汚染防止あっせん申請事件については、大阪高等裁判所における和解条項の履行を求めたものであり、あっせんを求めた事項が困難なものであったが、迅速に手続を進め、約8ヶ月間という短期間で処理を行った。</p> <p>さらに、核融合科学研究所重水素実験中止調停申請事件については、事件の終結に際して、文部科学大臣より、文部科学省としては、今後、調停案の内容を尊重し、安全確保に万全を期すとともに、説明責任を十分に果たしつつ、地元の理解を得ていく旨の談話が出されており、本調停は実質的な意義</p>

	<p>のあるものとなったと考える。</p> <p>この他、都道府県公害審査会等に係属した調停事件を引継ぐ等により、公害等調整委員会と都道府県公害審査会等とが連携して事件処理に当たるなど、公害紛争の適正な解決を図るとの目的は、達成されたものと考ええる。</p>
9 評価結果の政策への反映状況	<p>評価結果を踏まえ、引き続き多様化する公害紛争への対応を図り、迅速かつ適正な解決を図っているところであり、今後ともこのような取組を継続する。</p>

評 価 書

1 政策	地方公共団体に対する指導等
2 政策の目標、目的	都道府県公害審査会等との連絡協議、地方公共団体に対する指導等を行うことにより、公害紛争処理制度の円滑な運営、公害苦情処理の適切な処理の促進を図る。
3 評価の実施時期	平成 16 年 7 月
4 評価の担当部局	公害等調整委員会事務局総務課
5 政策の実施状況及び達成状況	<p>【公害紛争処理関係】</p> <p>公害紛争処理機関として、国に公害等調整委員会が置かれ、都道府県には公害審査会（公害審査会を設置しない県は都道府県知事。以下「審査会等」という。）が置かれており、公害紛争処理法により定められている管轄に従い、それぞれ独立して公害紛争の処理に当たっている。紛争の円滑な処理のためには、公害等調整委員会と審査会等との相互の情報交換・連絡協議に努めることが必要である。</p> <p>このため、都道府県公害審査会の会長等を対象とした「公害紛争処理連絡協議会」を平成 15 年 6 月 12 日及び 13 日に開催し、淡路立教大学法学部教授を招き、「公害紛争処理制度の特徴と役割及び期待」と題する講演を行うとともに、「公害等調整委員会に係属した低周波音関係事件について」と題する事例研究を行い、活発な意見交換を行った。また、都道府県の担当者を対象とした「公害紛争処理関係ブロック会議」を 10 月中旬から 11 月上旬にかけて、都道府県の公害紛争処理主管課長を対象とした「全国公害紛争処理主管課長会議」を 16 年 1 月 29 日及び 30 日に開催した。</p> <p>また、審査会等から公害事件の受付及び処理状況の報告を聴取し、公害等調整委員会における事件の処理状況と併せて、整理及び分析し、審査会等に対して情報提供を行うほか、審査会等における事件処理の進め方等に関する相談に適宜対応してきた。</p> <p>なお、平成 15 年度における審査会等における公害紛争の受付・処理状況は、係属事件は 80 件（新規受付 33 件、前年度繰越 47 件）であり、うち 34 件が終結（調停成立 15 件、打切り 18 件、却下 1 件）である。</p> <p>【公害苦情処理関係】</p> <p>公害紛争処理法では、公害苦情の処理は地方公共団体の責務とされ、また、公害等調整委員会は、地方公共団体が行う公害に関する苦情の処理について指導等を行うこととされている。このため、公害等調整委員会では、苦情の件数、処理の実態等を把握するために必要な調査を行うとともに、公害苦情相談研究会等の開催、地方公共団体に対する情報・資料の提供等を行っている。</p> <p>全国の地方公共団体の公害苦情相談窓口が受け付けた公害苦情の受付状況や処理状況を把握することにより、公害苦情実態を明らかにし、公害対策等の基礎資料を提供するとともに、公害苦情処理事務の円滑な運営に資することを目的に「公害苦情調査」を行い、結果を公表するとともに、都道府県、市町村及びその他の関係機関に配布した。</p> <p>また、都道府県、市区町村の公害苦情相談者を対象とした「公害苦情相談研究会」を平成 15 年 9 月 8 日から 3 日間にわたり開催し、公害苦情処理の実例を用いたグループ別研究等を行うとともに、塩田飛鳥建設(株)常務</p>

	<p>執行役員を招いて「低周波音問題の基礎知識」と題する講演を行った。さらに、人口 10 万人以上の市及び東京都特別区の公害苦情相談員・苦情処理担当者を対象とした「公害苦情相談員等ブロック会議」を 10 月中旬から 11 月上旬にかけて開催し、公害苦情処理に関する情報及び意見の交換等を行った。</p> <p>その他、地方公共団体からの公害苦情処理に関する相談に適宜対応してきた。</p> <p>なお、平成 14 年度における地方公共団体における公害苦情の受付処理状況は、受付件数が 96,613 件(前年度に比べて 1,846 件(1.9%)の増加)で、昭和 41 年度の調査開始以来最も多くなっている。これに前年度から繰り越された 8,497 件を加えた 105,110 件が係属した。このうち、他の機関へ移送した苦情を除き、直接処理した苦情は 91,784 件で、処理率は 89.2%である。</p> <p>また、公害等調整委員会が実施している「公害苦情調査」と環境省が実施している「公害規制法施行状況調査」の公害苦情に関する調査事項の統合を行い、事務の簡素化及び充実強化を図っている。さらに平成 15 年度から「電子政府構築計画」(各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき「公害苦情調査データ処理システム」の開発・検討を行っている。</p>
6 評価の観点	公害紛争処理制度の円滑な運営、公害苦情処理の適切な処理が行われたか。
7 評価を行う過程において使用した資料等	各種会議における諸資料、公害苦情調査結果報告書
8 評価の結果	<p>審査会等における公害紛争処理については、近年、おそれ公害事件、行政主体を当事者とする事件、廃棄物に係る事件など、多種多様な事件が係属する中、各審査会等においてはそれぞれ適切な対応がなされている。</p> <p>また、公害苦情処理についても、近年、公害規制対象外、公害規制基準内の苦情事案が多くなっている状況下においても、地方公共団体においては適切な対応がなされており、目標は達成されたものとする。</p>
9 評価結果の政策への反映状況	評価結果を踏まえ、引き続き地方公共団体が多種多様な公害紛争や公害苦情に適切に対応できるように、指導等に当たっているとおり、今後ともこのような取組を継続する。

評 価 書

1 政策	鉱区禁止地域の指定
2 政策の目標、目的	鉱区禁止地域指定請求事件の適切な処理を図ることにより、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整を図る。
3 評価の実施時期	平成 16 年 7 月
4 評価の担当部局	公害等調整委員会事務局総務課
5 政策の実施状況及び達成状況	<p>鉱物資源の乏しい我が国においては、国内の鉱物資源の開発及び有効利用は国民経済上極めて重要であるが、国土が狭小であることから、有用な鉱物資源の埋蔵される地域にダム、農業用水池、温泉源等が存在したり、その地域が景勝地であることも多い。このような場合、鉱業と一般公益又はその他の産業との調整が必要である。そこで、当該地域を鉱業と一般公益又はその他の産業とのいずれの利用に供するのが適当かという見地から鉱区禁止地域を指定する手続（鉱区禁止地域の指定制度）が、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律及び鉱業法により設けられている。</p> <p>平成 15 年度に公害等調整委員会に係属した事案は、渡良瀬遊水池関係地域の指定請求事件と石見銀山遺跡関係地域の指定請求事件の 2 件である。</p> <p>渡良瀬遊水池関係地域指定請求事件の請求から地域指定に至る間の経過については、昭和 49 年 9 月 6 日に建設大臣から鉱区禁止地域に指定するよう請求があった。その後、隣接する国営公園事業実施計画が不確定等の事情により、建設大臣から手続を延期するよう申出があった。建設省ではダム等事業に係る事業評価方策を試行し、今後の事業の進め方を判断するため、渡良瀬遊水池総合開発（期）事業審議委員会（平成 7 年 10 月 5 日設置、同年 10 月 12 日審議開始）において慎重に審議を進め、平成 14 年 8 月 6 日、同委員会から「特定多目的ダム事業として同事業を「中止」する。」との答申が出されたことを受け、同年 8 月 26 日に同 期事業を中止することとした。これにより、平成 15 年 6 月 27 日に国土交通大臣から、同 期事業として計画されていた渡良瀬第 2 貯水池に係る地域等を除いた区域を鉱区禁止地域と指定するよう変更の申請があり、その後、公害等調整委員会は現地調査や公聴会の手続を進め、これらの手続によって得られた資料等に基づき審査した結果、変更後の請求どおりの地域を鉱区禁止地域に指定した。</p> <p>石見銀山遺跡関係地域については、平成 16 年 2 月 12 日に島根県知事から鉱区禁止地域の指定の請求があり、現在、手続を実施中である。</p>
6 評価の観点	鉱区禁止地域の指定手続が法の趣旨に則り、適正に行われたかどうか。
7 評価を行う過程において使用した資料等	鉱区禁止地域の指定手続に関する諸資料
8 評価の結果	各事件とも土地利用調整の観点から事案の審理手続を行い、目標は達成されたものとする。なお、渡良瀬遊水池関係地域指定請求事件については、上述の事情により請求から指定まで長期間を要するに至ったものであるが、今後、一層、迅速・適切な手続を行うよう努めるものとする。
9 評価結果の政策への反映状況	評価結果を踏まえ、引き続き事案の性質に応じた鉱区禁止地域の指定に当たっているとおりであり、今後ともこのような取組を継続する。

評 価 書

1 政策	行政処分に対する不服の裁定
2 政策の目標、目的	不服の裁定事件の適切な処理を図ることにより、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整を図る。
3 評価の実施時期	平成 16 年 7 月
4 評価の担当部局	公害等調整委員会事務局総務課
5 政策の実施状況及び達成状況	<p>公害等調整委員会は、鉱業法、採石法、砂利採取法等の法律に基づき、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業とのいずれかの利益に係る行政処分に対する不服の裁定を行うことを通じ、鉱業等に係る土地利用の調整を図っている。このため、これらの行政処分については、行政不服申立てに関する一般法である行政不服審査法の適用が除外されており、専ら公害等調整委員会が、意見陳述、証拠調べ等準司法的な手続により不服の裁定を行っている。</p> <p>平成 15 年度に公害等調整委員会が新規に受け付けた不服の裁定事件は、1 件である。これに前年度から繰り越された 1 件を加えた計 2 件が 15 年度に係属した。このうち、1 件が 15 年度中に終結し、残り 1 件は 16 年度に繰り越された。</p> <p>【平成 15 年度に係属した不服の裁定事件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 青森県知事がした土石採取不許可処分取消裁定申請事件（終結） （平成 14 年（フ）第 1 号事件） ・ 徳島県知事がした砂利採取計画不認可処分取消裁定申請事件（新規） （平成 16 年（フ）第 1 号事件） <p>青森県知事がした土石採取不許可処分取消裁定申請事件について、公害等調整委員会では、受付後、直ちに裁定委員会を設置し、審理手続を開始した。当事者の主張の整理、論点整理を行うとともに、4 回の審理期日の開催するなど審理手続を進め、平成 15 年 11 月 17 日付けで裁定を行い、本事件は終結した。</p> <p>また、徳島県知事がした砂利採取計画不認可処分取消裁定申請事件について、現在、審理期日の開催等、裁定手続を実施中である。</p>
6 評価の観点	行政処分に対する不服の裁定手続が法の趣旨に則り、適正に行われたかどうか。
7 評価を行う過程において使用した資料等	各事件についての処理経過等に関する諸資料
8 評価の結果	各事件とも土地利用調整の観点から事案の審理手続を行い、目標は達成されたものとする。
9 評価結果の政策への反映状況	評価結果を踏まえ、今後とも法の趣旨に則った適正な取組を継続する。

評 価 書

1 政策	土地収用法に基づく意見の申出等
2 政策の目標、目的	土地収用法に基づき適切な意見の申出等を行うことにより、土地利用に関する行政庁の適正な処分の確保を図る。
3 評価の実施時期	平成 16 年 7 月
4 評価の担当部局	公害等調整委員会事務局総務課
5 政策の実施状況及び達成状況	<p>土地収用法の規定（土地収用法第 27 条第 2 項、第 131 条第 1 項）に基づき、国土交通大臣が 都道府県知事が事業認定を拒否した場合における国土交通大臣への事業認定の申請に対する処分、 国土交通大臣の事業認定に関する処分又は収用委員会の裁決についての異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決を行う際には、あらかじめ公害等調整委員会が、国土全般の有効な利用に資するため、土地利用の調整に関する観点から意見を述べることとされている。</p> <p>平成 15 年度に係属した土地収用法に基づく意見の申出に関する事案は、新規受付の 22 件と前年度から繰り越された 3 件を加えた計 25 件であり、このうち、21 件について意見の申出を行い、残り 4 件は翌年度に繰り越された。新規受付事案を処分の種類別にみると、土地収用法に基づく事業認定に関する処分を不服とするものが 5 件、収用委員会の裁決を不服とするものが 17 件である。</p> <p>公害等調整委員会では、審査請求人（ないし異議申立人）及び処分庁の主張を整理し、証拠資料による事実確認等を行うこと等の審理手続を行い、国土交通大臣に対する申出内容の検討を行った。</p> <p>採石法の規定（採石法第 18 条、第 28 条）に基づき、経済産業局長が決定を行う際には、公害等調整委員会の承認を得なければならないとされている。平成 15 年度に係属した、採石法に基づく承認に関する事案は、新規受付の 1 件であり、同年度中に処理した。</p>
6 評価の観点	意見申出等の手続が適正に行われたかどうか。
7 評価を行う過程において使用した資料等	意見申出等の手続に関する諸資料
8 評価の結果	公害等調整委員会では土地利用調整の観点から事案の審理手続を行い、国土交通大臣に対する意見申出等を行うことにより、目標は達成されたものと考ええる。
9 評価結果の政策への反映状況	評価結果を踏まえ、引き続き事案の性質に応じた意見の申出等に当たっているところであり、今後とも土地利用に関する行政庁の適正な処分の確保を図る取組を継続する。